



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年7月6日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

諏訪ステーションパーク1

諏訪市沖田町13-6 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社OPA

東京都江東区東陽2-2-20

3 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名

(変更前)

| 設置者の名称 | 代表者氏名 (法人の場合) |
|---------|------------------|
| 株式会社OPA | 吉田 郁夫 |

(変更後)

| 設置者の名称 | 代表者氏名 (法人の場合) |
|---------|------------------|
| 株式会社OPA | 山下 忠彦 |

4 変更した年月日

平成21年4月1日

5 届出年月日

平成21年6月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年7月6日から平成21年11月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があるので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年7月6日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

諏訪ステーションパーク2

茅野市中沖11-2 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社OPA

東京都江東区東陽2-2-20

3 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名
(変更前)

| 設置者の名称 | 代表者氏名 (法人の場合) |
|---------|------------------|
| 株式会社OPA | 吉田 郁夫 |

(変更後)

| 設置者の名称 | 代表者氏名 (法人の場合) |
|---------|------------------|
| 株式会社OPA | 山下 忠彦 |

4 変更した年月日

平成21年4月1日

5 届出年月日

平成21年6月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年7月6日から平成21年11月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次の生産事業者を登録しました。

平成21年7月6日

長野県知事 村井 仁

| 登録番号 | 生産事業者の氏名及び住所 | 生産事業の内容 | 事業所の名称及び所在地 |
|------|---------------------------|---------------------------------|---------------------------|
| 1380 | 中村 瞳子 東筑摩郡山形村 878番地 | 種穂の採取、精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成 | 中種苗園 東筑摩郡山形村 878番地 |
| 1381 | 中村 貴充 東筑摩郡山形村 949番地 | 種穂の採取、精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成 | 中村 貴充 東筑摩郡山形村 949番地 |

森林づくり推進課

公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」といいます。）を次のとおり行います。

平成21年7月6日

長野県公安委員会

1 検定合格者審査の種別及び級

検定合格者審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務の種別及び級に係る改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定による検定（以下「旧検定」といいます。）に合格した者について、それぞれ表の右欄に掲げる種別及び級に係る審査を行います。

| 左 欄 | 右 欄 |
|----------------|--------------|
| 空港保安警備 1級又は2級 | 空港保安警備業務 2級 |
| 常駐警備 1級又は2級 | 施設警備業務 2級 |
| 交通誘導警備 1級又は2級 | 交通誘導警備業務 2級 |
| 貴重品運搬警備 1級又は2級 | 貴重品運搬警備業務 2級 |

2 実施期日

平成21年8月26日（水） 午後1時から午後4時まで

3 対象者

上記1の表の左欄の1級又は2級に係る旧検定に合格した者（警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除きます。）

4 実施場所

塩尻市大字片丘字南唐沢6342番地4

長野県総合教育センター

5 定員

各警備業務の種別毎に20人

6 申請手続**(1) 事前申込み**

ア 事前申込みの方法

(7) 検定合格者審査を受けようとする者は、下記の(2)の審査

申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(2) 電話1本につき1人の受付とします。

(3) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 事前申込みの受付日

平成21年7月21（火）午前9時から午後5時までとします。

(2) 審査申請書の提出

受付番号を取得した者は、必要な事項を記入した審査申請書に下記の(3)の提出書類を添付して、平成21年8月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に、次のいずれかに提出してください。

ア 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

イ 警備員として所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

ウ 長野県内の警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（長野県公安委員会が交付した規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条の合格証（以下「旧合格証」といいます。）を有する者で、その者の住所及びその者が警備員として所属する営業所の所在地が長野県内でないものに限ります。）

(3) 提出書類

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 1枚

イ 旧合格証の写し

ウ 代理人が申請する場合にあっては、本人からの委任状

エ 長野県公安委員会以外の公安委員会が交付した旧合格証を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又は長野県内の営業所に属することを疎明する書面

(4) 検定合格者審査の手数料

検定合格者審査の手数料（4,700円）は、審査申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 検定合格者審査に必要なもの

検定合格者審査の当日は、旧合格証及び筆記用具を持参してください。

8 その他

(1) 審査申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

(2) この検定合格者審査について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026 (233) 0110 内線 3033）に問い合わせてください。

(3) この検定合格者審査の実施に際して収集する個人情報は、この検定合格者審査のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

イ 場所 長野県稲荷山養護学校 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年7月17日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

特別支援教育課